

別表（千葉市重度強度行動障害加算事業実施要綱）

区分	対象者	対象施設等の種類	補助基準額	対象経費の種類等	補助率等	交付対象期間
1	重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	支援対象者1人あたり日額16,000円に利用日数を乗じた額を上限とする。	(1) 支援対象者の支援にあたる職員の人件費等 (2) 支援対象者の支援に係る追加的経費 追加的経費とは、支援対象者の受入れに伴い、支援に新たに必要となる備品の購入費用及び受入れ後に支援対象者が壊した備品の再購入費用(①-1)、受入れ後に発生した現状回復のための修繕に係る費用(①-2)を対象とする。また、支援対象者に対する個別支援のために、支援対象者の支援員として配置されている者又は配置される予定の者が参加する講習や研修等の受講に係る費用(②)を対象とする。	事業所の補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して、少ないほうの額。	指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日、若しくは、指定共同生活援助で入居又は短期入所を開始した日から3年間（「暮らしの場支援会議」において改善状態を判定して見直し）
		指定共同生活援助事業所	ただし、対象経費の種類等(2)の①-1及び①-2に関しては合計で1,000,000円を上限とする。			
2	最重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	支援対象者1人あたり日額32,000円に利用日数を乗じた額を上限とする。	(1) 支援対象者の支援にあたる職員の人件費等 (2) 支援対象者の支援に係る追加的経費 追加的経費とは、支援対象者の受入れに伴い、支援に新たに必要となる備品の購入費用及び受入れ後に支援対象者が壊した備品の再購入費用(①-1)、受入れ後に発生した現状回復のための修繕に係る費用(①-2)を対象とする。また、支援対象者に対する個別支援のために、支援対象者の支援員として配置されている者又は配置される予定の者が参加する講習や研修等の受講に係る費用(②)を対象とする。	事業所の補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して、少ないほうの額。	指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日、若しくは、指定共同生活援助で入居又は短期入所を開始した日から3年間（「暮らしの場支援会議」において改善状態を判定して見直し）
		指定共同生活援助事業所	ただし、対象経費の種類等(2)の①-1及び①-2に関しては合計で1,000,000円を上限とする。			